

(お知らせ)

**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る
化学物質の輸入通関手続等の一部変更について**

**平成19年10月31日
経済産業省製造産業局
化学物質管理課**

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に係る化学物質の輸入通関手続等については、平成18年12月27日付け経済産業省製造産業局化学物質管理課名通知「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等の一部変更について」により実施しているところですが、平成19年10月31日に公布された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行に併せて、本通知についても、下記の通り（別紙1）「第一種特定化学物質」及び（別紙5）「第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品と関税定率法別表の対比」の一部を変更することと致しました。（別紙1）の変更については、改正後の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（以下「改正化審法施行令」という。）」第1条が施行される平成19年11月10日から実施し、（別紙5）の変更については、改正化審法施行令第3条が施行される平成20年5月1日から実施します。

なお、今回の変更内容は、以下のとおり。

（別紙1）関係

新たに16番として「二－（二H－一・二・三－ベンゾトリアゾール－ニール）－四・六－ジータ－シャリーブチルフェノール」を追加。

（別紙5）関係

新たに「二－（二H－一・二・三－ベンゾトリアゾール－ニール）－四・六－ジータ－シャリーブチルフェノール」が使用されている場合に輸入することができない製品を追加。

I. 化学物質の輸入通関手続きについて

1 既存化学物質、公示化学物質又は監視化学物質を輸入する場合

- (1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「法」という。）附則第2条第4項に規定する既存化学物質名簿に記載されている化学物質（以下「既存化学物質」という。）にあつては、既存化学物質に係る官報告示の類別整理番号を、輸入申告書又はインボイスに記入すること。
- (2) 法第4条第4項（法第5条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定によりその名称が公示された化学物質（以下「公示化学物質」という。）にあつては、公示化学物質に係る官報告示の通し番号及び類別整理番号を、輸入申告書又はインボイスに記入すること。
- (3) 法第2条第9項の規定によりその名称が公示された同条第4項の第一種監視化学物質、同条第5項の第二種監視化学物質（法第25条第1号の規定により指定が取り消されたものを含む。）、同条第10項の規定によりその名称が公示された同条第6項の第三種監視化学物質にあつては、当該監視化学物質に係る官報告示の通し番号及び類別整理番号を、輸入申告書又はインボイスに記入すること。
なお、別紙1に掲げる化学物質は、第一種特定化学物質に該当するものであり、輸入しようとする場合には、2の手続が必要となるので、通関手続の際には十分に注意すること。

2 第一種特定化学物質を輸入する場合

- (1) 試験研究用以外として法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質を輸入する場合は、法第11条に基づく経済産業大臣の許可を受けることが必要となる。
（現在のところ、事実上認めていない。）
- (2) 試験研究用として第一種特定化学物質を輸入する場合には、輸入貿易管理令に基づく輸入通関手続にしたがい、試験研究用として適当であることについて経済産業大臣の確認を受けるとともに、当該確認書の原本を輸入申告の際に提出すること。

3 第二種特定化学物質を輸入する場合

第二種特定化学物質にあつては、第二種特定化学物質に係る法施行令第1条の2に規定する当該化学物質毎の号番号を、輸入申告書又はインボイスに記入すること。
なお、試験研究用以外として法第2条第3項に規定する第二種特定化学物質を輸入する場合には、法第26条第1項に基づき、毎年度、輸入予定数量を経済産業大臣に届け出る必要があるとともに、届け出た輸入予定数量を超えて輸入する場合には、同条第2項に規定する変更の手続きが必要となるので十分に注意すること。

4 新規化学物質を輸入する場合

法第2条第7項の新規化学物質（以下「新規化学物質」という。）を輸入する場合は、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣へ必要事項を届出等し、審査又は確認を受ける必要があるので十分に注意すること。

(1) 法第4条第1項若しくは第2項又は法第4条の2第8項の規定により法第4条第1項第2号から第5号のいずれかに該当するものである旨の通知を受けた新規化学物質については、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の通知書の写しを輸入申告の際に提出すること。ただし、法第4条第4項から第6項までの規定により当該新規化学物質の名称が公示された後においては、通知書の写しは必要なく、上記1(2)又は(3)に該当する場合の手続によること。

(2) 試験研究用又は試薬として用いられる新規化学物質については、輸入申告に係る化学物質は試験研究用又は試薬として輸入するものである旨の別紙2の様式第1による書面を、輸入申告の際に提出すること。

(3) 法第3条第1項第4号の確認を受けた新規化学物質（以下「中間物等新規化学物質」という。）については、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認通知書の写しを輸入申告の際に提出すること。ただし、改正法附則第2条の規定により改正法の施行日から6月を経過する日までの間、輸入することができるとされた薬事法（昭和35年法律第145号）第12条第1項又は第18条第1項の規定による許可に係る医薬品の中間物の場合には、当該物質は医薬品の中間物として輸入するものである旨の書面を上記4(2)の手続に準じて提出すること。

(4) 法第3条第1項第5号の確認を受けた新規化学物質（以下「少量新規化学物質」という。）については、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の少量新規化学物質輸入確認通知書の写し及び当該年度における輸入に係る累積数量が当該確認通知書の写しに記載された数量以下である旨の別紙3の様式第2による書面を輸入申告の際に提出すること。

(5) 法第4条の2第4項の確認を受けた新規化学物質（以下「低生産量新規化学物質」という。）については、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の低生産量新規化学物質輸入確認通知書の写し及び当該年度における輸入に係る累積数量が当該確認通知書の写しに記載された数量以下である旨の別紙3の様式第2による書面を輸入申告の際に提出すること。

5 外国における製造者等に係る新規化学物質のうち、法第4条第1項第5号に該当するものである旨の通知を受けた者から当該通知に係る新規化学物質を輸入する場合

法第5条の2第2項において準用する法第4条第1項又は第2項の規定により法第4条第1項第5号に該当するものである旨の通知を受けた者から当該通知に係る新規化学物質を輸入する場合は、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の通知

書の写しを輸入申告の際に提出すること。ただし、当該通知を受けた者が当該新規化学物質の本邦への輸出を第三者に行わせる場合は、当該通知書の写し及び当該通知を受けた者が当該通知に係る新規化学物質の本邦への輸出を当該第三者に行わせることとした旨を当該通知を受けた者が記載した別紙4の様式第3による書面を輸入申告の際に提出すること。

なお、法第5条の2第2項において準用する法第4条第4項の規定により当該化学物質の名称が公示された後においては、通知書の写し等は必要なく、上記1(2)の公示化学物質に該当する場合の手続によること。

6 留意すべき事項

- (1) 上記1から5に掲げる書面の提出がない場合は、輸入が認められないこともあるので十分に注意すること。また、上記1から5に掲げる書面に記載された化学物質とインボイスその他の書類に記載された化学物質との関係がそれらの名称等により明らかとなっていない場合は、輸入が認められないこともあるので十分に注意すること。
- (2) 虚偽の記載又は偽造に基づく上記1から5に掲げる書面を提出して、新規化学物質等の輸入をしたことが判明した場合は、関係諸法律に照らして処罰されることがあるので十分に注意すること。
- (3) 輸入しようとする商品の特性等により別紙の様式により難しい場合には、記載事項の追加等により、法との関係を明らかにすること。

II. 法施行令第3条に掲げる製品と関税定率法別表の区分について

1 化学物質の範囲等について

法施行令第3条に掲げる製品^(注)と関税定率法別表(関税率表)の区分との主要な対比は、「第1種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品と関税定率法別表との対比」(別紙5)のとおりである。

なお、法施行令第3条に規定する木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤とは、防腐、防虫又は防かび効果を有する第一種特定化学物質に他の物質を混合することにより使用上の便益を向上させた、いわゆる製剤全てを含むものであり、予防剤、駆除剤、土壌処理剤、予防駆除剤、防蟻剤、防かび剤等はこれに該当するものとする。

(注)「製品」の解釈については、「化学物質の範囲等」(別紙6)に従う。

(別紙1)

第1種特定化学物質

番号	第1種特定化学物質	既存化学物質に係る官報告示の類別整理番号	関税定率法別表の区分
1	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	—	2903.69
2	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が三以上のものに限る。)(PCN)	4—317	2903.69
3	ヘキサクロロベンゼン(HCB)	3—76	2903.62
4	アルドリン	4—303	2903.52
5	ディルドリン	4—299	2910.40
6	エンドリン	4—299	2910.90
7	DDT	4—910	2903.62
8	クロルデン類	9—1646	2903.52
9	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド(TBTO)	2—2027, 2—2242	2931.00
10	N・N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN・N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	3—146, 3—365	2921.51
11	二・四・六-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール(TTBP)	3—540	2907.19
12	マイレックス	—	2903.59
13	トキサフェン	—	2903.59
14	二・二・二-トリクロロ-一・一-ビス(四-クロロフェニル)エタノール(ケルセン又はジコホル)	4—226	2906.29
15	ヘキサクロロブタ-一・三-ジエン	2—121	2903.29
16	二-(二H-一・二・三-ベンゾトリアゾール-ニール)-四・六-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール	5—3580, 5—3604	2933.99

注：PCB等のうち同位元素（第28.44項のものを除く）ものは、2845.90に属す

(別紙2)

様式第1

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る
輸入新規化学物質用途確認書（試験研究用又は試薬用）

年 月 日

□□税関長 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名 印

住 所

今般の輸入申請に係る（I・Dに記載した名称）は、

{ 試験研究用（○○○において使用）
試薬（▽▽▽に納入） }

として輸入するものに相違ありません。

担当者氏名

電話番号

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2. { } は、該当する事項を記載すること。
3. ○○○は使用者名を、▽▽▽は使用者名、小分け業者名又は扱い者名を記載すること。

(別紙3)

様式第2

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る
輸入新規化学物質累積数量確認書
(少量新規化学物質又は低生産量新規化学物質用)

年 月 日

□□税関長 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名 印

住 所

今般の輸入申請に係る（I・Dに記載した名称）は、今年度〇〇回目の輸入であり、
今年度の輸入に係る累積数量は今回も含め□□□ kg です。

上記の累積数量は、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の

{ 少量新規化学物質 }
{ 低生産量新規化学物質 } 確認通知書に記載された数量以下であることを確認します。

担当者氏名

電話番号

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2. { } は、該当する事項を記載する。

(別紙4)
様式第3

Date : _____

C E R T I F I C A T E

Name of Company : _____

Name of Representative : _____

Authorized Signature : _____

Address of Company : _____

This is to certify that we have decided to export to Japan the new
chemical substance (namely, _____

_____)

referred to in our export notification to the Minister of Health, Labor and Welfare,
Minister of Economy, Trade and Industry and Minister of the Environment
of Japan in the name of

_____)
as its shipper.

(別紙5)

第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品と関税定率法別表の対比

第1種特定化学物質	製品 (内 訳)		関税定率法別表の区分
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	潤滑油、切削油及び作動油 (注:潤滑油は、常温において液状の潤滑剤をいう。切削油及び作動油についても同様である。)	潤滑油	2710. 11-2、2710. 19-1- (4)、2710. 19-2及び34. 03のうち主として潤滑の用に供するもの
		切削油	2710. 11-2、2710. 19-1- (4)、2710. 19-2及び34. 03のうち切削油
		作動油	2710. 19-1- (4)、2710. 19-2及び3824. 82のうち作動油
	接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料	接着剤(動植物系のものを除く。)	35. 06、39. 01から39. 13まで及び40. 02のうち接着剤(動植物系のものを除く。)
		パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料	32. 14のうちパテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
	塗料(水系塗料を除く。)、印刷用インキ及び感圧複写紙	塗料(水系塗料を除く。)	32. 08、32. 10及び3212. 90-2
		印刷用インキ	32. 15
		感圧複写紙	48. 09及び48. 16のうち感圧複写紙
	液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器	液体を熱媒体とする加熱用の機器	84. 19、85. 14及び85. 16のうち液体を熱媒体とする加熱器
		液体を熱媒体とする冷却用の機器	84. 19のうち液体を熱媒体とする冷却器
	油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー	油入変圧器	8504. 21から8504. 23までのうち油入変圧器
		紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー	85. 32のうち紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー

		有機皮膜コンデンサー	
	エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ (注:これらの製品で輸入が禁止されるのは、上記油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサーでPCBが使用されたものを部分品として組み込んだものである。)	エアコンディショナー	84. 15
		テレビジョン受信機	85. 28
		電子レンジ	84. 19及び8516. 50のうち調理用電子レンジ
ポリ塩化ナフタレン(PCN) [塩素数が三以上のものに限る。]	潤滑油及び切削油	潤滑油	2710. 11-2、2710. 19-1- (4)、2710. 19-2及び34. 03のうち主として潤滑の用に供するもの
		切削油	2710. 11-2、2710. 19-1- (4)、2710. 19-2及び34. 03のうち切削油
	木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤		38. 08、3824. 90-4のうち木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
	塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)		32. 08から32. 10まで及び3212. 90-2のうち防腐用、防虫用又はかび防止用のもの
アルドリン及びD DT	木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤		38. 08、3824. 90-4のうち木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
	塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)		32. 08から32. 10まで及び3212. 90-2のうち防腐用、防虫用又はかび防止用のもの
ディルドリン	木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤		38. 08、3824. 90-4のうち木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
	塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)		32. 08から32. 10まで及び3212. 90-2のうち防腐用、防虫用又はかび防止用のもの
	羊毛(脂付き羊毛を除く。)		5101. 21、5101. 29、5101. 30、5105. 10、5105. 21、5105. 29のうち羊毛(脂付き羊毛を除く。)
クロルデン類	木材用の防腐剤及び防虫剤		38. 08、3824. 90-4のうち木材用の防腐剤及び防虫剤
	木材用の接着剤		3501. 90、35. 03、35. 05、35. 06、39.

			01から39. 13まで及び40. 02のうち木材用の接着剤
	塗料(防腐用又は防虫用のものに限る。)		32. 08から32. 10まで及び3212. 90-2のうち防腐用又は防虫用のもの
	防腐木材及び防虫木材		4403. 10、44. 04、4406. 90、44. 07から44. 09まで及び44. 13のうち防腐木材及び防虫木材
	防腐合板及び防虫合板		44. 12及び44. 18のうち防腐合板及び防虫合板
ビス(トリブチルスズ)＝オキシド(TBTO)	防腐剤及びかび防止剤		38. 08及び3824. 90-4のうち防腐剤及びかび防止剤
	塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)及び印刷用インキ	塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)	32. 08、32. 09、32. 10及び3212. 90-2のうちいわゆる船底塗料、漁網防汚剤等(貝類、藻類その他の水中生物の付着を防止するものに限る。)
		印刷用インキ	32. 15
	漁網		5608. 11、5608. 90(漁網に限る。)
N・N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN・N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	ゴム老化防止剤		3812. 30-1
	スチレンブタジエンゴム		4002. 11、4002. 19のうちスチレンブタジエンゴム
二・四・六-トリターシャリーブチルフェノール(TTBP)	酸化防止剤その他の調製添加剤(潤滑油用又は燃料油用のものに限る。)		38. 11のうち酸化防止剤その他の調製添加剤(潤滑油用又は燃料油用のものに限る。)
	潤滑油		2710. 11-2、2710. 19-1-(4)、2710. 19-2及び34. 03のうち主として潤滑の用に供するもの

マイレックス	木材用の防虫剤		38. 08、3824. 90-4のうち木材用の防虫剤
ニ-（ニH- -・ニ・ミ-ベンゾトリアゾール-ニ-イル）-四・六-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール	化粧板		44. 10から44. 12のうち化粧板
	接着剤（動植物系のを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料	接着剤（動植物系のを除く。）	35. 06、39. 01から39. 13まで及び40. 02のうち接着剤（動植物系のを除く。）
		パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料	32. 14のうちパテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
	塗料及び印刷用インキ	塗料	32. 08から32. 10
		印刷用インキ	32. 15
	ヘルメット (注:(ニ-（ニH- -・ニ・ミ-ベンゾトリアゾール-ニ-イル）-四・六-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール)が使用されている製品の存在が確認されているのはプラスチック製のものである。)		6506. 10
	ラジエータグリルその他の自動車の部品(金属製のを除く。) (注:(ニ-（ニH- -・ニ・ミ-ベンゾトリアゾール-ニ-イル）-四・六-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール)が使用されている製品の存在が確認されているのはプラスチック製のものである。)		87. 08(金属製のを除く。)
照明カバー (注:(ニ-（ニH- -・ニ・ミ-ベンゾトリアゾール-ニ-イル）-四・六-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール)が使用されている製品の存在が確認されているのはプラスチック製のものである。)		9405. 9のうち照明カバー	
保護用眼鏡のレンズ及び眼鏡のフレーム (注:(ニ-（ニH- -・ニ・ミ-ベンゾトリアゾール-ニ-イル）-四・六-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール)が使用されている製品の存在が確認されているのはプラスチック製のものである。)	保護用眼鏡のレンズ	90.01のうち保護用眼鏡のレンズ	
	眼鏡のフレーム	9003. 1	

防臭剤	3307. 49のうち防臭剤
ワックス	34. 05のうちワックス
サーフボード	9506. 29のうちサーフボード
インキリボン	8443. 99のうちインキリボン
印画紙	37. 03のうち印画紙
ボタン (注:(ニ- (ニH- - -・ニ・三-ベンゾトリアゾ ール-ニ-イル) -四・六-ジ-ターシャリ -ブチルフェノール)が使用されている製品 の存在が確認されているのはプラスチック製 のものである。)	9606. 2
管、浴槽その他のプラスチック製品(成形し たものに限る。)	39. 17から39. 26

(別紙6)

化学物質の範囲等

法第二条第一項に「化学物質」とは「元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物(放射性物質……中略 ……除く。)をいう。」と規定されているが、この解釈は次のとおりとする。

(1)「元素」とは一種類の原子(同位体の区別は問わない。以下同じ。)からなるすべての状態(例：励起状態、ラジカル)の物質をいうものとする。

なお、合金については、「元素」の混合物であると解されているので「化学物質」の範囲外として取り扱うものとする。

(2)「化合物」とは、二種類(少なくとも一種は、H、He、B、C、N、O、F、Ne、P、S、Cl、Ar、As、Se、Br、Kr、Te、I、Xe、At 又は Rn とする。)以上の原子が共有結合、イオン結合、配位結合等又はこれらの任意の組み合わせの結合によって結合した物質をいうものとする。

(3)「起こさせることにより」とは、人為的に起こさせることであるから自然界において起こる場合はこれに該当せず、生物の飼育、栽培、培養等により生物体そのもの(生、死を問わない。)又は生物体構成成分を得る場合は、生物体内で化学反応が起こっていても、当該飼育、栽培、培養等の行為自体は、化学反応を人為的に起こさせる行為としては扱わない。

なお、化学反応を人為的に起こさせてはいるが、その及ぶところが局限されている場合(例：金属の表面処理)又は生成物が廃棄物となり分離使用されることのない場合は、「起こさせることにより」には該当しないものとする。

(4) 次の(i)又は(ii)に該当するものについては、「化合物」とはせず、「製品」として扱い、法第十三条(製品の輸入の制限)、第十四条(使用の制限)、第二十二條(第一種特定化学物質の指定等に伴う措置命令)、第二十六条(製造予定数量の届出等)、第二十八条(表示等)、第二十九条(勧告)、第三十条(指導及び助言)又はその他の関連法令等により対処するものとする。

(i) 固有の商品形状を有するものであって原則として当該商品が最終用途に供されるようなもの(例：合成樹脂製什器・板・管・棒・フィルム)

(ii) 混合物のうち混合することによってのみ商品となるものであって原則として当該商品が最終用途に供されるようなもの(例：顔料入り合成樹脂塗料、写真感光材用乳剤)

ただし、当該商品が最終用途に供されるようなものであっても、化学物質の効用の維持又は向上、使用工程等の便宜のための形状の変化等、その効用の本質的变化を伴わないもの(化学物質の効用・性状の維持(例：安定剤、酸化防止剤の添加)、ささいな調整(例：染料の色合わせ、いわゆる原末、原液の濃度の標準化)、包装・運搬・使用工程等の便宜のための形状・性状の変更(例：当該便宜のための溶解、粉末化、粒状化、塊化、スラリー化、湿潤化、アンチダスティング剤の添加)又は識別・転用防止(例：着色剤又は着臭剤の添加)等)のために混合したものについては除く。

輸入通関時に求められる官報告示の通し番号、提出書類等の一覧

(参考)

化学物質の分類	官報告示の通し番号等 (輸入申告書・インボイス)	提出書類等
既存化学物質	類別整理番号	—
公示化学物質	通し番号、類別整理番号	—
第一種監視化学物質	通し番号、類別整理番号	—
第二種監視化学物質	通し番号、類別整理番号	—
第三種監視化学物質	通し番号、類別整理番号	—
第一種特定化学物質 (試験研究用のみ)	—	輸入貿易管理令に基づく経済産業大臣の確認書の原本
第二種特定化学物質	法施行令第1条の2の号番号	(別途、経済産業大臣に対する法第26条に基づく輸入予定数量の届出等が必要(試験研究用以外))
新規化学物質		
①判定通知受理後	—	通知書の写し
②試験研究用・試薬用	—	様式第1による書面
③中間物等	—	確認通知書の写し
④少量新規化学物質	—	確認通知書の写し及び様式第2による書面
⑤低生産量新規化学物質	—	確認通知書の写し及び様式第2による書面
外国製造者等に係る新規化学物質	—	通知書の写し(通知受理者以外に輸出させる場合には通知書の写し及び様式第3による書面)